

京都市告示第 540 号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）  
第16条の規定に基づき、平成21年度京都市一般廃棄物処理計画を次のよ  
うに定めます。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

平成21年度京都市一般廃棄物処理計画

京都市環境局

平成21年3月

## 目次

### 1 一般廃棄物の処理量の見込み

- (1) ごみ
- (2) 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体
- (3) し尿及び浄化槽汚泥

### 2 一般廃棄物の処理主体

- (1) ごみ
- (2) 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体
- (3) し尿及び浄化槽汚泥

### 3 処理計画

#### (1) ごみ

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

イ 発生抑制、再資源化計画

(ア) 発生抑制方法

(イ) 再資源化の方法

ウ 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

(イ) 収集運搬に係る施設

(ウ) 収集するごみの種類及び収集方法

(エ) 収集しない一般廃棄物

エ 中間処理計画

(ア) 中間処理施設の概要

(イ) 中間処理施設への受入（直接搬入の場合）

オ 最終処分計画

(7) 最終処分施設の概要

(イ) 最終処分施設への受入（直接搬入の場合）

(2) 犬、猫等の死体

ア 収集運搬、中間処理及び最終処分計画量

イ 収集運搬の概要

ウ 施設の概要

(3) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集運搬及び処理計画量

イ 収集運搬の概要

ウ 前処理施設の概要

## 【備考】

本計画において使用する用語は、条例において使用する用語の例による他、以下のとおりとする。

### ・業者収集ごみ

飲食店や事務所などの事業者から事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物以外のもの

### ・持込ごみ

市内の家庭や事業所から発生する一般廃棄物のうち、市の処理施設に直接搬入されるごみ

### ・可燃物（ごみ）

そのまま燃えるごみ、大型ごみ、布団などの柔らかいごみ等

### ・不燃物（ごみ）

ガレキ類、ガラス類、陶器類、レンガ、ブロック等の燃えないもの

### ・改正前の条例

平成21年9月30日までの条例

### ・改正後の条例

平成21年10月1日からの条例

### ・改正前の規則

平成21年9月30日までの「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」（以下「規則」という。）

### ・改正後の規則

平成21年10月1日からの規則

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

- (1) ごみ 582,030 t / 年
- (2) 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体  
 (犬、猫等) 10,500 体 / 年  
 (実験用動物) 57 t / 年
- (3) し尿及び浄化槽汚泥 29,000 kℓ / 年

## 2 一般廃棄物の処理主体

### (1) ごみ

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市	市	市
事業系ごみ	許可業者、排出者	市、許可業者等	市

### (2) 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
犬、猫等	市	市	市
実験用動物の死体	許可業者	許可業者	許可業者等

### (3) し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集運搬	処理
し尿	市	市
浄化槽汚泥	許可業者	市

## 3 処理計画

### (1) ごみ

「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21～」に基づき、次のような取組を進めることにより、一般廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進を図る。

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

次の図のとおり。

処理区分 処理主体等	収集・運搬		処理 主体	処理 方法
	種類	量		
一般ごみ (家庭ごみ)	214,600t/年	市	焼却	
缶・びん・ ペットボトル	13,400t/年			
小型金属 類・スプレー 缶	240t/年			
プラスチック 製容器包装	10,000t/年			
紙パック	110t/年			
乾電池	80t/年			
蛍光管	40t/年			
廃食用油	160t/年			
大型ごみ 一時多量ごみ 街頭ごみ容器 のごみ	572,030 t/年			
不法投棄ごみ	5,600t/年			
業者収集ごみ	1,600t/年			
魚アヲ	236,000t/年			許可 業者 許可 業者 許可 業者, 排出 者
持込ごみ <sup>(注)</sup>	7,000t/年			
合計	10,000t/年	10,000t/年	埋立	
合計		582,030t/年		

処理 主体	中間処理 (焼却・破碎・再資源化)			処理 方法
	処理 量	残渣 量	残渣 量	
市	476,700 t/年			
市	47,600 t/年	(破碎後) 46,400t/年 (鉄分回収) 1,200t/年		焼却 再資 源化
市	缶・びん・ペットボトル 11,600 t/年 小型金属類・スプレー缶 240 t/年 プラスチック製容器包装 9,290 t/年	(残渣) 2,510t/年		焼却
市	紙パック 110t/年 乾電池 80t/年 蛍光管 40t/年 廃食用油 160t/年			
市	魚アヲ 1,600t/年	(水分等) 5,400t/年		排水 等
許可 業者等 小計	剪定枝 5,900t/年 廃木材 300t/年 食品廃棄物 3,500t/年 32,820 t/年			

再資源化	
再資源化量	34,020 t/年
合計	34,020 t/年
処理 主体	最終処分 (埋立処分) 埋立量
市	京都市埋立施設 (不燃物) 10,000 t/年 (焼却残渣) 62,200 t/年  大阪湾広域処理場 (焼却残渣等) 13,100 t/年
合計	85,300t/年

(注)持込ごみには、平成21年4月から9月までの期間に限り、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定する産業廃棄物を含む。

## イ 発生抑制，再資源化計画

### (7) 発生抑制方法

#### a 家庭系一般廃棄物への有料指定袋制度の実施

家庭系一般廃棄物のうち家庭ごみ，缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装について，経済的インセンティブによるごみ減量を図るため，有料指定袋制度を実施する。

#### b 普及啓発活動

市民のごみ減量意識を高めるとともに，自主的な活動を促進するため，広報媒体，啓発冊子，施設見学会及び不用品リサイクル情報案内システムの活用を行うとともに，各まち美化事務所にごみ減量に関する相談等を行う窓口を設置し，市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

#### c ごみ減量・リサイクル推進体制

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと，ごみ減量を推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

#### d ごみ減量推進員経験者の育成

地域でのごみ減量やリサイクルに関する活動を推進するため，ごみ減量推進員経験者の育成に取り組む。

#### e ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）推奨制度

容器・包装材の減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）」として認定し，その利用を市民に推奨する。



f 生ごみの減量・リサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルを推進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を行う。

g 事業系一般廃棄物の減量指導

事業系廃棄物の減量を促進させるため、きめこまかな普及啓発を行うとともに、事業用大規模建築物の所有者等に対する減量指導を強化する。

h 事業系一般廃棄物用透明袋の推奨

一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する本市内の排出事業者に対して、京都市ごみ減量推進会議認定の透明袋の使用を推奨する。

(イ) 再資源化の方法

a 資源ごみ収集

再資源化を図るため、家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶、プラスチック製容器包装の分別収集を実施する。

繰り返し使用できるリユースびん（リターナブルびん）については、その再使用を促進するための拠点回収制度の普及促進を図る。

紙パック、使用済み乾電池及び蛍光管の拠点回収を促進するとともに、小学校給食用紙パックについても、再資源化をより一層促進する。

b コミュニティ回収制度の普及促進

町内会等の地域コミュニティが主体となって古紙類、缶及びび

ん等の多様な資源を回収するコミュニティ回収制度の普及促進を図るため、コミュニティ回収実施団体登録制度を実施する。

c 使用済みてんぷら油の回収及び燃料化

使用済みてんぷら油の拠点回収については、専用回収容器の設置等により、日常的な地域住民からの油の受入体制を拡充するとともに、回収した使用済みてんぷら油は、燃料化施設において燃料化を行う。

d 破碎処理施設及び焼却施設からの鉄分回収

大型ごみの破碎処理過程において、鉄分を回収する。

e 秘密書類の再資源化

事業所から排出される秘密書類について、本市、排出事業者及び回収業者との連携により、再資源化を行う。

f 魚アラの再資源化

事業系一般廃棄物のうち、再資源化が可能な魚アラについて、排出事業者及び許可業者に対する再資源化の普及啓発等を図るとともに、京都市魚アラリサイクルセンターで再資源化を行う。

g 民間施設における事業系一般廃棄物の再資源化

事業系一般廃棄物のうち、樹木剪定枝、廃木材及び食品廃棄物など再資源化が可能なものについては、本市内及び本市周辺の民間施設における再資源化の促進を図る。

h 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）の対象である家電4品目が適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発

活動を実施する。

i パーソナルコンピュータ

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)の対象であるパーソナルコンピュータが適正にリサイクルされるよう、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、その普及啓発活動を実施する。

ウ 収集・運搬計画

(7) 収集区域

京都市内全域

(イ) 収集運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
北まち美化事務所	北区	北区上賀茂前田町 17 番地の 3
上京まち美化事務所	上京区	上京区中立売通油小路東入甲斐守町 100 番地
左京まち美化事務所	左京区	左京区高野西開町 34 番地の 3
中京まち美化事務所	中京区	中京区西ノ京桑原町 7 番地
東山まち美化事務所	東山区	東山区今熊野日吉町 10 番地の 3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区醍醐管区	山科区小野弓田町 3 番地
下京まち美化事務所	下京区	中京区壬生下溝町 45 番地
南まち美化事務所	南区	南区西九条森本町 37 番地
右京まち美化事務所	右京区	右京区西院西貝川町 57 番地の 1
西京まち美化事務所	西京区	西京区檜原秤谷町 37 番地
伏見まち美化事務所	伏見区(ただし、醍醐管区を除く。)	伏見区横大路千両松町 447 番地

(ウ) 収集するごみの種類及び収集方法

a 家庭系ごみ

種類		概要	収集回数	収集方法
家庭ごみ			週 2 回。ただし、精霊送りの供物及び年末年始は、特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*1)）による定点・片側・各戸収集。ただし、精霊送りの供物は、供物受納場所からの収集
資源ごみ	缶・びん・ペットボトル		週 1 回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	小型金属類・スプレー缶		月 1 回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋による定点収集
	プラスチック製容器包装		週 1 回。ただし、年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋（市長が指定する袋(*2)）による定点収集
	紙パック		随時	拠点回収 （市内約 290 箇所）
	乾電池		随時	拠点回収 （市内約 80 箇所）
	使用済みてんぷら油		随時	拠点回収 （市内約 1,340 箇所）
	蛍光管		随時	拠点回収 （市内約 230 箇所）
大型ごみ、一時多量ごみ			申込みによりそのつど	各戸収集
街頭ごみ容器のごみ			随時	街頭ごみ容器からの収集
不法投棄ごみ			随時	不法投棄箇所からの収集

b 事業系ごみ

種類等	収集方法
業者収集ごみ	許可業者による収集
魚アラ	許可業者による収集
持込ごみ	排出者又は排出事業者による市施設への直接持込、許可業者による収集

(\*1) 家庭ごみに使用する市長が指定する袋

a 家庭ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 45ℓ その他市長が指定する 文字等	市
30リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 30ℓ その他市長が指定する 文字等	市
20リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 20ℓ その他市長が指定する 文字等	市
10リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 10ℓ その他市長が指定する 文字等	市
5リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 5ℓ その他市長が指定する 文字等	市

b ボランティア袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 公園・緑地ごみ用 その他市長が指定する 文字等	市
45リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 落ち葉等清掃用 その他市長が指定する 文字等	市
30リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する 文字等	市

容量	材質	色, 文字等	製造者
10 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する 文字等	市

(\*2) 資源ごみ (缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。) に使用する市長が指定する袋

a 資源ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 45ℓ その他市長が指定する 文字等	市
30 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 30ℓ その他市長が指定する 文字等	市
20 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 20ℓ その他市長が指定する 文字等	市
10 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 10ℓ その他市長が指定する 文字等	市

b ボランティア袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 資源ごみ用 その他市長が指定する 文字等	市

(I) 収集しない一般廃棄物（条例第17条関係）

区 分	品 目 の 例 示
有害な物質を含む一般廃棄物	二次電池（鉛蓄電池，ニカド電池等），ボタン型乾電池，PCB使用部品及び農薬の入った容器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ，汚泥及び腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	使用済み注射針・注射器，ガスボンベ，消火器，石油類の入った容器，塗料や溶剤の入った容器，劇物・毒物などの薬品類，多量のマッチ，ガラス，刃物，剃刀及び串等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車，オートバイ，原動機付自転車，ピアノ，タイヤ，耐火金庫（50 cm角以上），大型モーター及びドラム缶等
家電リサイクル法に定めるもの	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（テレビ，エアコンディショナー，冷蔵庫及び冷凍庫，洗濯機及び衣類乾燥機）
資源有効利用促進法に定めるもの	重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）

（ただし，排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため，その排出方法については，事前に環境局の指示に従うこと。）

エ 中間処理計画

(7) 中間処理施設の概要

a 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市北部資源リサイクルセンター	缶，びん及びペットボトル	40 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市南部資源リサイクルセンター	同上	60 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
西部圧縮梱包施設	プラスチック製容器包装	60 t / 日	京都市西京区大枝沓掛町 26 番地
京都市横大路学園	同上	20 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 277 番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 ㍓ / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
京都市魚アラリサイクルセンター	魚アラ	33 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 205 番地
J A 京都中央コンポステーション	樹木剪定枝	18.5 t / 日 (破碎及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町 1092 番地の 2
ヨードクリーン	同上	40 t / 日 (破碎) 10.8 t / 日 (堆肥)	京都市西京区榎原秤谷 39 番地の 1 他合地
木材開発	木くず	200 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 45 番地 1 の 2
伏見クリエイト	同上	93 t / 日	京都市伏見区久我西出町 4 番地の 38
りさいくる inn 京都	同上	95 t / 日	京都市南区東九条南松田町 34 番地
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t / 日	長岡京市神足落述 1 番 他 3 筆
カンポリサイクルプラザ	同上	25 t / 日	南丹市園部町高屋西谷 51 番地 2
水口テクノスリサイクルセンター	同上	22.2 t / 日	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本 362 番地の 2 及び 362 番地の 28
オンリー	同上	26.4 t / 日	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8
イガ再資源化事業研究所	同上	50 t / 日	三重県伊賀市四十九町 2068 番地の 1



(イ) 中間処理施設での受入

a 平成21年4月1日から平成21年9月30日の期間

(a) 施設ごとの対象区域及び受入時間（直接搬入の場合）

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
可燃物	東北部クリーンセンター	全区	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで	土曜日、日曜日の休業日等を除く。
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全区		

（直接搬入する場合は、事前に、施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し、提出すること。可燃物、可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して、それぞれ処理施設に搬入すること。東北部クリーンセンターは、事前に電話による申込みを行うこと。）

(b) 受入基準（改正前の条例第23条及び規則11条関係）

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定する重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	改正前の条例第23条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物

b 破碎施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター破碎施設	せん断式	80 t / 6 時間	京都市左京区静市市原町 1339 番地
東部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	120 t / 6 時間	京都市伏見区石田西ノ坪 2 番地の 18
	せん断式	96 t / 6 時間	
南部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	240 t / 6 時間	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

c 焼却施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
北部クリーンセンター	全連続燃焼式	400 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
東北部クリーンセンター		700 t / 日	京都市左京区静市市原町 1339 番地
東部クリーンセンター		600 t / 日	京都市伏見区石田西ノ坪 2 番地の 18
南部クリーンセンター第一工場		600 t / 日	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

d その他の施設

施設名称	余熱利用
北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,500kW×1) 及び温水プール
東北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房及び発電設備 (15,000kW×1)
東部クリーンセンター	所内給湯, 冷暖房, 発電設備 (4,000kW×2), 温水プール, 老人保養センター, 図書館及び下水処理場
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,800kW×1) 及び体育館

施 設		受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
東北部、 東部及び 南部クリーンセンター	焼却施設	可燃物でない廃棄物
		有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
	破碎施設	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

b 平成21年10月1日から平成22年3月31日の期間

(a) 施設ごとの対象区域及び受入時間（直接搬入の場合）

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
可燃物、 不燃物	東北部クリーンセンター	全 区	午前 9 時から正午まで 及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	土曜日、日曜日及び年末年始休業日等を除く。
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全 区		

（直接搬入する場合は、事前に施設ごとに定められた搬入申告書に必要事項を記入し、提出すること。可燃物、可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して、それぞれ処理施設に搬入すること。東北部クリーンセンターは、事前に電話による申込みを行うこと。）

(b) 受入基準（改正後の条例第22条及び規則第10条関係）

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定する重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
	爆発又は引火のおそれがある廃棄物
	可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
	不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
特定の廃棄物の再生を目的とする施設	当該特定の廃棄物以外の廃棄物

エ 最終処分計画

(7) 最終処分施設の概要

施設名称	全体面積	埋立面積	全体容量	所在地
東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）	1,560,000 m <sup>2</sup>	240,000 m <sup>2</sup>	4,500,000 m <sup>3</sup>	京都市山科区 小野御所ノ内 町～伏見区醍 醐陀羅谷 他
大阪湾広域処理場 （京都市割当分）			129,000 m <sup>3</sup>	大阪湾神戸沖

(イ) 最終処分施設での受入

a 平成21年4月1日から平成21年9月30日の期間

(a) 施設の対象区域及び受入時間（直接搬入の場合）

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
不燃物	東部山間埋立処分地	全区	午前9時から 午後4時まで (祝日を除いて 昼休みも受入)	土曜日、日曜日の休業日等を除く。

(直接搬入する場合は、事前に、施設で定められた搬入申告書に必要な事項を記入し、提出すること。)

(b) 受入基準（改正前の条例第23条関係及び規則第11条関係）

施設名称	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
東部山間埋立処分地	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定する重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	改正前の条例第23条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物
	不燃物でない廃棄物
	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

b 平成21年10月1日から平成22年3月31日の期間

排出者等からの直接搬入は受け入れない。

(2) 犬、猫等の死体

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画量

区分	収集・運搬		中間処理			最終処分	
			焼却		埋立処分		
	主体	収集運搬量	主体	搬入量	残渣量	主体	処理量
犬、猫等の死体	市	10,500 体/年	市中央斎場	10,500 体/年	20 t/年	市	20 t/年
実験用動物の死体	許可業者	56 t/年	許可業者(*3)	56 t/年	許可業者(*3) (精製骨粉としてリサイクル)		2.2 t/年
		0.7 t/年	許可業者(*4)	0.7 t/年	0.07 t/年	大阪湾 広域処理場	0.07 t/年

(\*3) 岐阜県海津市による許可業者

(\*4) 兵庫県猪名川町による許可業者

イ 収集・運搬の概要

種類	概要	収集回数	収集の方法
犬、猫等の死体		申込みによりそのつど	各戸収集
実験用動物の死体			許可業者

ウ 施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
中央斎場動物炉	バッチ式	4.2 t/日	京都市山科区上花山旭山町 19 番地の 3
岐阜県海津市 (株)美濃ラボ動物汚物焼却炉	固定式	3 t/日	岐阜県海津市今尾 1195 番地の 1
兵庫県猪名川町 (株)猪名川動物霊園	バッチ式	1.9 t/日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

(3) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬及び処理計画量

区分	収 集		運 搬	処 理	
	主体	量	対象世帯数	方法	量
し 尿	市	18,000 kℓ / 年	6,991 世帯	下水道投 入	18,000 kℓ / 年
浄化槽汚泥	許可業者	11,000 kℓ / 年	2,951 世帯	下水道投 入	11,000 kℓ / 年

イ 収集・運搬の概要

種 類	概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
し 尿		概 ね 月 2 回	各 戸 収 集
浄化槽汚泥			許 可 業 者

(し尿収集については、し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また、下水道処理区域となって3年を経過した地区においては、概ね20日ごとに収集を行う。)

ウ 前処理施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
生活環境美化センター(し尿前処理施設)	下水道投入方式	1,250kℓ / 日	京都市南区西九条森本町 83 番地

(環境局循環型社会推進部循環企画課)